

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年5月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉建屋大物搬入口扉の開閉用可動電源ケーブルにおいて、ケーブル用ガイドローラに動作不良が認められたため、当該ガイドローラ部を点検・修理	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器(C)において、ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器(C)において、上蓋押さえ固定用ボルトに一部損傷が認められたため、当該ボルトを交換	
4	1号機	循環水ポンプモータ軸受温度記録計において、モータ上部軸受・スラスト軸受温度指示値不良(乱点)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
5	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器(B)の格子差圧計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該差圧計を点検・校正	
6	1号機	タービン建屋換気空調系給気用冷却コイル(NO. 4)において、チューブリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該コイルを修理	
7	3号機	補助海水ポンプ・循環水ポンプ軸受温度記録計(TR-54-1)の点検時、記録計内の作動用モータに異音が認められたため、当該モータを修理	
8	3号機	再循環ポンプ(A)差圧指示スイッチ(DPIS-2-137A)の点検時、ヒューズホルダに折損が認められたため、ヒューズホルダを修理	
9	3号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系ポンプ出口逆止弁の点検時、ジョイントボルトに腐食が認められたため、当該ボルト全数(12本)を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	タービン建屋換気空調系放射線モニタB(RIS-17-750B)の点検時、設定値確認装置に動作不良が認められたため、当該指示計を修理	
11	3号機	活性炭ホールドアップ装置出口放射線モニタB(RIS-17-150B)のモニタ直線性試験において、指示計の動作不良が認められたため、当該指示計を修理	
12	3号機	原子炉建屋換気系放射線モニタB(RIS-17-450B)の点検時、設定値確認装置に動作不良が認められたため、当該指示計を修理	
13	3号機	スクリーン装置洗浄水ヘッダー止弁(V-81-4)の点検時、弁棒及び弁体下部に著しい腐食が認められたため、当該弁を修理	
14	3号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系圧力計元弁(V-18B)の点検時、フランジ部袋ナットに固着が認められたため、当該袋ナット部を修理	
15	3号機	循環水ポンプ(B・C)分解点検時、スタフィンボックスの合わせ面ライニングに剥離及び亀裂が認められたため、当該ライニング部を修理	
16	3号機	循環水ポンプ(C)の分解点検時、上部軸受ハウジングフランジ及び出口カバーフランジ部のライニングに浸食及び欠損が認められたため、当該ライニング部を修理	
17	3号機	非常用ディーゼル発電機(B)クランク室安全弁の点検時、フィルタに破損が認められたため、当該フィルタを交換	
18	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の目視検査時、低圧加減弁(#4)の弁体シート部に浸食が認められたため、当該弁体を修理	
19	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の目視検査時、大気放出板に変形等が認められたため、大気放出板を交換	
20	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン潤滑油系油タンク(B)の点検時、ストレーナ切替弁のシャフトとカムにかじりが認められたため、当該シャフト及びカムを交換	
21	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(B)蒸発蒸気出口弁(MO-20-769B)の点検時、駆動部ステムナットのネジ山に摩耗が認められたため、当該ステムナットを交換	
22	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(A)廃液中和タンク側廃液出口弁(V-20-794A)の点検時、弁棒表面に著しい腐食が認められたため、当該弁棒を交換	
23	6号機	炉内構造物検査成績書記載の不適合管理リストにおいて、不適合管理番号に誤記が認められたため、誤記を訂正及び関係者に周知	
24	6号機	制御棒外観検査において適用した「検査及び試験基本マニュアル」について、指示文書に従い改訂前のものを適用すべきとの社内指導を受けたため、対応を検討	
25	6号機	制御棒外観検査時の検査体制表において、検査助成員の所属会社名に記載漏れが認められたことから、検査体制図を訂正及び関係者に周知	
26	6号機	定期事業者検査の蒸気タービン開放検査(その3)において、成績書の検査工程表の実績に誤記が認められたため、誤記を訂正及び関係者に周知	
27	集中環境施設	重油及び軽油供給系統の出入口圧力計(6台)において、文字盤(負側)にかすれが認められたため、圧力計の文字盤を交換	
28	その他	海生物処理設備前処理装置において、エゼクタ駆動用ポンプに腐食が認められたため、当該ポンプを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで